

瀬戸市水道事業告示第3号

昭和56年瀬戸市水道部告示第1号（総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和7年1月1日から施行する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
区分	金融機関の名称	区分	金融機関の名称
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
収納取扱金融機関	<u>株式会社あいち銀行</u>	収納取扱金融機関	<u>株式会社愛知銀行</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
〃	株式会社大垣共立銀行	〃	株式会社大垣共立銀行
		<u>〃</u>	<u>株式会社中京銀行</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>